

調査の背景

- 若年、経済的困窮、DV被害等の家庭環境などを背景として、**出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（特定妊婦）は大幅に増加**（2010年の875人から2020年の8,327人に、約10倍に増加）しており、**新生児が遺棄される事件も後を絶たない**（2022年度に虐待死とされた0歳児は28人（※））。
- このような状況を踏まえ、**令和4年の児童福祉法改正により**、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、**虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭までを切れ目なく、漏れなく対応することを目的として「こども家庭センター」の設置**が令和6年4月から市町村の努力義務とされた。
- 育児放棄や児童虐待を防ぐ観点からも、特定妊婦を含む孤立した育児に陥る可能性があるなどの困難を抱えている妊産婦（以下「困難を抱える妊産婦」という。）に対し、**出産前の早期の段階から、自治体、医療機関等の関係機関が連携した支援**を行うことが求められている。

現 状

- 困難を抱える妊産婦への支援に係る**自治体部局間、関係機関等との連携が不十分なケースもみられる。**
- 困難を抱える妊産婦が転居等した場合、**自治体間での情報共有が円滑に行われていないケースもみられる。**
- 特に特定妊婦について、該当し得る妊婦の様子や状況の例を国は示しているものの、認定状況は自治体によって違いがみられる。

想定される課題

- 自治体部局間及び関係機関等との情報共有が十分でないため、**切れ目のない支援に結び付いていないのではないか。**
- 自治体により支援対象の考え方やその把握の仕方に違いがあり、転居により**行政による介入が途切れるケースや、困難を抱えている妊産婦に必要な支援が届いていないケースがあるのではないか。**

調査の方向性

以下の状況・課題等を調査し、**困難を抱える妊産婦に切れ目ない支援が行き届くような方策を検討**

- ・ 自治体における困難を抱える妊産婦の把握状況
- ・ 困難を抱える妊産婦への支援に係る自治体部局間や自治体間、関係機関等との連携状況
- ・ 自治体における支援対象の考え方、妊産婦生活援助事業など児童福祉法に位置付けられた支援事業を含む支援の実施状況

※「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）」に基づく、令和4年度に発生又は表面化した、0歳児の心中以外の虐待死（25人）及び心中による虐待死（3人）の計